

答申第32号

第1 審査会の結論

異議申立人からの公文書公開請求に対し、草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成27年5月7日付け草育第〇〇〇〇号により、請求に係る公文書の不存在を理由として行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）は、妥当であると判断します。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、実施機関に対し、平成27年4月16日付けで、草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第6条第1項に基づき、
 - ① 「平成26年度から、保育園入園案内の指数調整表において、通勤時間が1時間以上の加点を廃止し、同一世帯の優先順位に変更している。平成26年保育園入園案内作成伺いの変更理由によると、客観的評価が難しいため変更したとのことだが、客観的評価が難しいのであれば、（評価不能であるのだから）同一世帯の優先順位に変更できるはずがない（すなわち論理的に破綻している）。この点につき、私は、平成26年度保育園入園保留に関する異議申立で指摘し、口頭でも指摘したが、回答が得られていない。平成27年度の保育園入園案内でも通勤時間の取り扱いについて変更がないので、この論理的破綻を説明できる根拠を市役所は有しているはずである。その根拠を把握できる書類を公開して頂きたい。（論理的に破綻しているのは、誰が見ても把握できることなので、これは個人の意見ではありません。）」
 - ② 「平成26年度保育園入園案内等の作成について（伺い）で、市長の捺印なしで決裁されていることが妥当であることを把握できる書類を公開して頂きたい。（草加市事務決裁規則によると、重要なものは市長決裁を行うはずだが、軽易なものという扱いか？通勤時間加点の廃止、育休休業明け加点の廃止は、申込者の合否に極めて影響するものであり、申込者の人生にも影響するものであるもので、重要なものと判断されなかった根拠となる書類を公開頂きたい。）」の公開請求（以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。
- 2 本件公開請求の①及び②について、実施機関は、平成27年5月7日付け草育第〇〇〇〇号により本件非公開決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、本件公開請求の①及び②に係る公文書の不存在を理由として、本件非公開決定を行いました。

- 4 異議申立人から実施機関に対し、本件非公開決定を不服として、その取消し、存在するはずの文書（公文書）の公開を求める異議申立書（平成27年6月3日付け）が同月4日に提出され、草加市長から平成27年6月11日付け草育第〇〇〇〇号により当審査会に諮問されました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び当審査会からの意見照会に対する回答書の内容を総合すると、次のとおりです。

1 通勤時間に関する判断（本件公開請求の①）について

平成26年5月7日付け決定書においては、〔平成26年度保育園入園案内の調整指数表の〕項目5の削除について説明しています。項目5の削除理由である、「通勤時間の客観的評価が難しい」ことが事実であれば、同一世帯の優先順位に変更しても、客観的評価が難しいのだからこれを評価する術がありません。つまり、通勤時間の評価を、同一世帯の優先順位に変更できるはずがありません。平成26年5月7日付け決定書においては、「通勤時間の客観的評価が難しい」にも関わらず、同一世帯の優先順位に変更できる理由については、一切記載されていません。したがって論理的破綻していることは明らかです。この矛盾を幾度となく指摘しているのだから、少なくとも、平成27年度の保育園入園案内作成時に、この論理破綻を説明できる根拠を有しているはずですが、その根拠を提出していただきたい。

2 市長決裁（本件公開請求の②）について

草加市事務決裁規則の別表1における「22 通知、催告、報告、照会、回答、依頼等」ではなく、「2 主管する事務事業の方針及び計画の決定」ではないでしょうか。少なくとも、保育園の入園案内は、単なる通知ではなく、選考基準の変更を行った以上、事務事業の方針を含んでいるはずです。「重要なもの」と判断するならば、副市長の決裁が必要です。仮に、「22 通知、催告、報告、照会、回答、依頼等」であったとしても、職員の感想をたよりに変更した選考基準で、これにより各市民の人生が変わるものであるのだから、「(1) 特に重要かつ異例なもの」であることに疑いはありません（根拠もなく職員の感想をたよりに変更した基準は異例です。）。したがって、市長の捺印なしで決裁されていることが妥当であることを把握できる書類を公開していただきたい。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、公文書非公開決定通知書及び理由説明書の内容を総合す

ると、次のとおりです。

1 通勤時間に関する判断（本件公開請求の①）について

本市は、行政不服審査法に基づき、平成26年5月7日付けで送付した棄却の決定文において、平成26年度保育園入園保留に関する異議申立てで指摘したとする調整指数に係る通勤時間の削除については、説明を行ったものと認識しています。

また、公文書公開請求を受けた平成26年3月10日付け「平成26年度保育園入園案内書等の作成について」（平成25年11月20日付け子ども未来部専決）の一部については、調整指数に係る通勤時間の削除の変更点を記載した公文書を公開しています。これにより、調整指数の決定経過を含め、入園案内に係る内部手続の方法については理解されたものと考えます。

したがって、同一指数世帯に係る優先順位の変更が、平成27年度においても継続されていることは、論理的破綻とは理解しておりません。よってその説明をする書類も存在しません。

以上のことから、公文書不存在により非公開としたものです。

2 市長決裁（本件公開請求の②）について

「平成26年度保育園入園案内等の作成について（伺い）」は、草加市事務決裁規則 第4条別表第1 市長決裁事項及び補助職員共通専決事項 1（一般事項）中、22通知、催告、報告、照会、回答、依頼等の(2)重要なものとして部長専決としたものです。

その理由としては、保育園入園案内は保育園への入園希望者に対して、入園の条件や選考の基準等をお知らせすることを第1の目的とするからです。

したがって、「通知」に類する「重要なもの」の文書ではありますが、保育園入園案内等は毎年度通知されるものであり、「特に重要かつ異例なもの」までには当たらないと判断されます。

よって、保育園入園案内等の作成においては、草加市事務決裁規則に従って決裁されたものであり、かつこれ以外の規則等に基づいて決裁したものではないことから、市長の捺印なしで決裁されていることが妥当であることを把握できる書類は存在しません。

以上のことから、公文書不存在により非公開としたものです。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公

正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 不存在を理由とする公文書非公開決定に対する異議申立てにおける主張立証責任について

最高裁判所第二小法廷平成26年7月14日判決（平成24年（行ヒ）第33号）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（「情報公開法」）に基づく開示請求について文書不存在を理由として不開示決定がなされた場合の文書の存否に関する立証責任について、「情報公開法において、行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうところ（2条2項本文）、……行政機関の長に対する開示請求は当該行政機関が保有する行政文書をその対象とするものとされ（3条）、当該行政機関が当該行政文書を保有していることがその開示請求権の成立要件とされていることからすれば、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。」と述べています。

本件異議申立ては、情報公開法ではなく本条例に係るものですが、本条例の構造は情報公開法と同じであることから、基本的には上記最高裁判決の考え方が妥当すると考えます。

3 本件公開請求の①について

（1）異議申立人が公開を求める公文書の特定について

本件公文書公開請求書、異議申立書及び当審査会からの意見照会に対する回答書の記載からすると、異議申立人が公開を求める公文書は、平成25年度保育園入園案内の調整指数表の項目5において、「通勤時間が片道1時間以上ある場合」を加点1としていたのに対し、平成26年度保育園入園案内において同項目を削除したうえ、「父母の通勤時間が長い世帯」を同一指数世帯の優先順位⑬に変更し（以下「本件変更」といいます。）、平成27年度保育園入園案内においても本件変更を維持していることは論理的破綻であり、その論理的破綻を説明できる書類で

あると考えられます（以下、異議申立人が公開を求める書類を「通勤時間に関する書類」といいます。）

(2) 通勤時間に関する書類（公文書）の存否について

異議申立人が通勤時間に関する書類は存在するはずであると主張しているのに対し、実施機関は存在しないと主張しています。そこで、当該公文書の存否について判断します。

当該公文書の存否について、異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会からの意見照会に対する回答書で述べている内容は、以下のとおりです。すなわち、保育課は、「平成26年度保育園入園案内等の作成について（伺い）」において、本件変更の理由を「入園申込書中の自己申告による通勤時間が実態と異なるケースが多く、客観的評価が難しいため」としていますが、客観的評価が難しいのであれば、同一指数世帯の優先順位に変更できるはずがなく、そのような変更は論理的に破たんしており、この矛盾を幾度となく保育課に指摘しているのだから、少なくとも、平成27年度の保育園入園案内作成時に本件変更を維持する以上、この論理破綻を説明できる根拠を有しているはずである、というものです。

このように、異議申立人は、通勤時間に関する書類が存在するはずであると述べる根拠として、本件変更が論理的な破綻であると主張していますが、本件非公開決定時に、実施機関が通勤時間に関する書類を保有していたことについて、具体的な主張立証はなされていません。

また、当該書類が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められません。

さらに、平成27年10月15日、当審査会が審査会事務局に実施機関の保有文書の調査を行わせたところ、通勤時間に関する書類は存在しないことを確認しました。

以上から、通勤時間に関する書類（公文書）の不存在を理由とする本件非公開決定は、妥当であると判断します。

4 本件公開請求の②について

異議申立人は、「平成26年度保育園入園案内等の作成について（伺い）」が、市長の捺印なしで決裁されていることが妥当であることを把握できる書類（以下「決裁に関する書類」といいます。）が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、存在しないと主張しています。そこで、当該公文書の存否について判断します。

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会からの意見照会に対する回答書で述べている内容は、以下のとおりです。すなわち、「平成26年度保育園入園案内等の作成について（伺い）」における調整指数等の変更は、草加市事務決裁規則の別表第1の「1 一般事項」における「2 主管する事務事業の方針及び計画の決定」の「(2) 重要なもの」あるいは「22 通知、催告、報告、照会、回答、依頼等」の「(1) 特に重要かつ異例なもの」であるから、決裁に関する書類が存在するはずであ

るというものです。しかし、本件非公開決定時に、実施機関が決裁に関する書類を保有していたことについて、具体的な主張立証はなされていません。

これに対し、実施機関は、「平成26年度保育園入園案内等の作成について（伺い）」における調整指数等の変更は、草加市事務決裁規則の別表第1の「1 一般事項」中、「22 通知、催告、報告、照会、回答、依頼等」の「(2) 重要なもの」として部長専決としたため、決裁に関する書類を保有していないと説明しており、この説明に不合理な点は認められません。

また、平成27年10月15日、当審査会が審査会事務局に実施機関の保有文書の調査を行わせたところ、決裁に関する書類は存在しないことを確認しました。

以上から、決裁に関する書類（公文書）の不存在を理由とする本件非公開決定は、妥当であると判断します。

5 結論

以上のことから、本件公開請求に係る公文書の不存在を理由とする本件非公開決定は、妥当であると判断します。

第6 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成27年 6月11日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から諮問を受けました。
- 6月18日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 6月23日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 6月26日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 6月30日 異議申立人から同月26日付けの意見書が提出されました。また、口頭意見陳述を希望する旨の回答はありませんでした。
諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 8月 5日 審査
- 9月 8日 審査
- 9月11日 異議申立人に対し、質問事項を作成し、意見を求めました。
- 9月14日 諮問事案に係る公文書及び関係資料の調査・提出を

- 求めました。
- 9月24日 異議申立人から質問事項の回答が提出されました。
諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 9月29日 審査
- 10月9日 審査会事務局に諮問事案に係る公文書の存否の調査を求めるとともに、諮問実施機関に対し、理由説明書記載事項以外に意見はないか照会しました。
- 10月15日 諮問実施機関に対して請求文書の存否確認の調査を行いました。
諮問実施機関から、理由説明書記載事項以外に意見はないとの回答を得ました。
- 10月20日 審査
事務局調査（請求文書の存否確認の調査）結果報告
- 12月15日 審査

平成27年12月15日

草加市情報公開・個人情報保護審査会
会長 右 崎 正 博
委員 早 川 和 宏
委員 川 上 愛